

会 議 録			
第 3 回 和光市介護保険運営協議会			
開催年月日・召集時刻		平成 3 0 年 2 月 6 日（水）午後 1 3 時 3 0 分	
開 催 場 所		和光市役所 3 階 全員協議会室	
開催時刻	午後 1 時 3 0 分	閉会時刻	午後 3 時
出席委員		事務局	
菅野 隆		保健福祉部 部長 東内 京一	
金子 正義		長寿あんしん課長 斎藤 幸子	
平井 耕司		長寿あんしん課課長補佐 平川 一朗	
新井 元		長寿あんしん課長寿支援担当	
栗原 才子		統括主査 井口 雄一	
雲崎 恵美子		長寿あんしん課介護福祉担当	
宇部 章子		統括主査 堀江 和美	
宮永 美都		主 任 安藤 良太	
柳澤 敏夫		主 事 溝口 貴俊	
木暮 晃治			
松根 洋右			
深野 正美			
欠 席 委 員			
津川 知子			
森田 圭子			
大西 康之			
備	傍聴者 2 名		
考			
会議録作成者氏名		堀江 和美	

会 議 内 容

事務局

ただいまから、平成 29 年度第 3 回和光市介護保険運営協議会を始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、委員の皆様におかれましては、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

まず、本日の資料の確認をさせていただきます。

《事前》配布資料

- ①資料 No. 1-1 平成 29 年度和光市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）（案）
- ②資料 No. 1-2 平成 29 年度介護保険特別会計
- ③資料 No. 3-1 平成 30 年度介護保険特別会計当初予算（案）
- ④資料 No. 3-2 平成 30 年度介護給付費執行見込
- ⑤資料 No. 3-3 平成 30 年度国庫負担金等積算根拠①
- ⑥資料 No. 3-3 平成 30 年度国庫負担等積算根拠②

《当日》配布資料

- ⑦会議次第
- ⑧資料 No. 2 和光市介護保険条例の一部改正（案）
- ⑨資料 No. 3 平成 30 年度和光市介護保険特別会計当初予算（案）
- ⑩資料 No. 4 和光市長寿あんしんプラン（素案）について
- ⑪資料 No. 4-1 和光市長寿あんしんプラン第 7 期介護保険事業計画における保険料設定の内容

事務局

資料に不足がある方は挙手をお願いします。（なし）

それでは、開会にあたりまして、東内保健福祉部長からご挨拶を申し上げます。

（部長挨拶）

東内部長

みなさんこんにちは。お寒い中、お集まりいただきまして心より感謝申し上げます。今年もどうぞよろしくお願いいたします。

平成 29 年度末にかけ、3 月議会も近づいてまいりましたが、平成 30 年 4 月 1 日には社会報酬関連の様々な改革があります。その中で市町村に影響が大きいものが介護保険の長寿あんしんプランの介護保険料の改定。さらには国民健康保険法の改正。菅野会長にも国保

	運協でご協力いただきましたが、埼玉県が医療保険の保険者のひとつとなります。さらには健康日本 21 関係、自殺計画関係、障害計画関係など現在 7 本ほど計画策定を行っております。社会保障の持続可能性といったところで和光市もモデルのひとつとされております。本日も委員のみなさまの忌憚ないご意見をもとに第 7 期の長寿あんしんプランについてご指示いただきたいと思います。また 3 月議会に向けて 29 年度の補正及び 30 年度の新しい会計についてもお示しいたしますので答申のほど、よろしくお願いいたします。
事務局	運営協議会に対しまして市長から諮問をさせていただきます。本来であれば、市長から会長に諮問書をお渡しすべきところですが、公務のため、東内保健福祉部長が代理で行います。
東内部長	(「諮問書」を読み上げ会長に渡す)
事務局	それでは、菅野会長に会議の進行をお願いいたします。
菅野会長	ただいまから、平成 29 年度第 3 回和光市介護保険運営協議会を開会いたします。まず、本日の委員の出席状況について事務局から報告願います。
事務局	本日の出席委員は、委員 15 名中で 12 名でございます。
菅野会長	本日の協議会につきまして、和光市介護保険条例第 20 条第 2 号に規定されている会議の開催要件を満たしておりますので、会議は成立となります。 なお、本日の会議は、市民参加条例に基づき公開とし、傍聴席を設けております。傍聴の方に申し上げます。会議の資料は会議終了後に回収とさせていただきますのでご了承ください。 続いて、議事録の署名人を指名させていただきます。名簿順でございますが、宇部委員、宮永委員に議事録の署名をお願いします。 それでは、市長からの諮問に基づき、議事に入ります。 諮問事項 1『平成 29 年度和光市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）（案）について』を、事務局から説明をお願いします。

堀江統括主査	《諮問事項 1 の説明》 それでは諮問事項 1『平成 29 年度和光市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）（案）』について説明いたします。 資料No.1-1, 1-2 及び本日配布した「平成 29 年度介護保険特別会計 3 月補正予算要旨」をご覧ください。 今回の補正は 2 点になります。 1 点目はシステム改修についてです。今回、新に認定ソフトが 2009 から 2018 へバージョンアップします。そのため、ソフトと連動している介護予防ケアマネジメントシステムとその給付管理システムを改修し、新ソフトへ対応します。その金額が 276 万 6 千円となります。 続きまして、2 点目は介護給付費準備基金に係る運用利子が確定したため、基金積立金を増額するものです。介護給付費準備基金とは、介護保険事業特別会計において発生した余剰金等を積立て、財源が不足した際に取り崩して充当するためのものです。確定した利子は 157,000 円です。したがって歳出の補正総額は、2,923,000 円。歳入についても併せて 2,923,000 円です。 資料 1-1 の P2 をご覧ください。歳出の総額を記載しておりますので、ご確認ください。資料 1-2 については特別会計予算を見渡すことができますので、後日ご確認ください。 補正については以上となります。
菅野会長	事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたらお願いします。
堀江統括主査	（要介護認定審査の変更点追加説明） 要介護認定審査会の主な改正点は、今まで、認定有効期間が最大 24 か月間で、状態が安定している方については最大 36 か月間まで延長することが可能となります。また、現在、1 次判定・2 次判定を経て認定結果を出すところ、状態が安定している方については 2 次判定を簡素化できるというのが今回の改正の趣旨です。
菅野会長	他になにか質問はございませんでしょうか
菅野会長	ないようでしたら採決に移りたいと思います 諮問事項 1『平成 29 年度和光市介護保険特別会計補正予算（第 3

号) (案) について』を、原案のとおり承認することについて、ご異議ございませんか。

(異議なし)

異議がないので、承認とします。

菅野会長

それでは、諮問事項 2 に進みます。『和光市介護保険条例等の一部を改正する条例 (案) について』を議題とします。

なお、今回の会議には第 7 期の介護保険事業計画となる長寿あんしんプランの素案が示されております。これまで策定会議において計画策定の議論が進められ、パブリックコメント及び市民説明会を経て素案として示されております。諮問事項とあわせて、計画素案についても、運営協議会において承認を求めることとします。

事務局から説明をお願いいたします。

堀江統括主査

《諮問事項 2 の説明》

まず、素案について説明いたします。

資料といたしまして、「資料 No. 4-1 和光市長寿あんしんプラン第 7 期介護保険事業計画における保険料設定の内容」をご覧ください。

長寿あんしんプランの策定の経緯についてご説明いたします。

策定会議については一般社団法人高齢者住宅財団特別顧問の高橋紘士氏を会長としまして、これまでに 4 回開催しており、12 月 25 日に素案の承認を得ております。その後素案の確定を受けまして、1 月 9 日から 1 月 28 日まで 20 日間パブリックコメントを実施、また並行して中央・北・南の 3 圏域におきまして住民説明会を実施してきております。

パブリックコメントは 0 件でしたが、市民説明会では、P. 3 のようなご質問やご意見をいただきました。たとえば、高齢化率が低いのはなぜか、要支援認定は総合事業に移行したのでは、自立支援型ケアマネジメントとはなにか等です。これに対する回答については記載のとおりです。和光市の取り組みにご理解等いただいているということを実感いたしました。

続きまして、P. 6 ご覧ください。こちらには第 7 期の基本目標・基本方針を掲げております。基本的な考え方と取組については第 6 期を踏襲したものとなっておりますが、第 7 期については、今まで行

ってきたことを完成形にするとともに、より高いレベルで取組を進めるといったところの中で、「地域包括ケアシステムの完全機能化による市民の生活の質の向上」を基本目標を示しております。

また、①では、おひとりおひとりの支援の在り方として、今まで行ってきた身体、精神的、経済的要因すべてを考慮してアプローチしていく包括ケアマネジメント手法の定着を基本とし、②として予防と重症化予防のため、これまで以上に在宅介護と医療の限界点を高めていくという取組、そして③として、今後の介護ニーズが急増していくことも見据えて、元気高齢者を増やすため地域互助力の強化についても方針として掲げております。また、④としてあらためて、認知症の取り組みについても強化していくとともに、⑤地域包括ケアの基盤となる住まい確保の取り組みについても明記しております。計画における施策の展開については、基本目標・方針を踏まえ、第6期の実績を勘案し、各サービスの見込み量を推計し、プランにおける事業・サービスを詳細に検討してまいりました。これを踏まえ、第7期の保険料を設定しております。保険料については後ほどご説明いたします。

それでは資料4-1のP.7-9をご覧ください。第6期計画における実績の説明をさせていただきたいと思っております。まず7ページですが、介護予防の効果をお示ししております。平成29年の要介護認定率は国や県に比べて著しく低い9.7%を示しております。こちらは第6期の水準を維持したものとなっております。また下の図では年齢別の認定率を示していますが全ての階層で全国平均を下回り、中でも認定率が高くなる80歳から89歳で全国平均より15%以上低くなっています。これは市が独自に実施している市町村特別給付や重度化防止の取組、和光における自立支援型マネジメントに市民の皆様のご理解をいただいたことの結果と考えています。

P.8は居宅・施設・地域密着型サービスの利用者数と一人当たり単価をお示ししております。和光市では在宅介護の推進という施策の下で居宅・地域密着型サービスの利用率が増加していることが分かります。参考としてお示ししておりますとおり、一人あたりの平均給付額が28年度では施設サービス27.4万円、地域密着サービス18.2万円、居宅サービス8.6万円となっており、在宅介護を進めていくことで保険財政にも安定した効果が出てくると考えております。

P.9をご覧ください。介護予防効果を見込まなかった場合の29年度認定者数は1,520名、見込んだ場合は1,490名としておりましたが、実績を見るとさらに低い1,420名ということで、予防後の見込

みを上回る効果が出ております。こういった効果は市の政策を被保険者の皆さまにご理解いただいたことによると考えております。この見込と実績の差に一人当たりの給付費を乗じたものが実質的な効果額、いわゆる黒字になり、第7期の保険料の低減に活かされることになるわけです。

P.11をご覧ください。第7期の地域密着型サービス等の整備の計画を示したものです。中央エリアでは小規模多機能型居宅介護を併設したグループホーム、南エリアでは南第2地域包括支援センターを整備予定です。また、介護予防・日常生活支援総合事業のC型事業をメインで実施する介護予防拠点も整備することとしています。平成31年度には地域密着型介護老人福祉施設の整備も予定しております。

以上を踏まえ、第7期の介護保険料の説明をさせていただきます。

保険料については私長寿あんしん課溝口よりご説明いたします。資料No.4のP.12をご覧ください。第7期介護保険料の算出にあたり、保険料が前回より上昇する要因と減少する要因についてまとめております。上昇する要因としては、高齢者人口の増加、高齢化の進展、1号被保険者の法定負担割合の変化、指定介護報酬の引き上げを挙げております。減少要因としては介護予防効果による状態の維持改善と元気高齢者の生活機能の低下防止、地域包括ケアシステムによる在宅サービスの推進があげられます。また、保険料算定におきましては過小・過大な見積とならないよう的確な推計のもと、事業量や保険料を算出しているところですが、その中でも第6期におきまして介護予防効果や在宅介護の推進の効果で介護保険財政で1億円程度の黒字がうまれたため、今回の新しい保険料算出にそちらを充当し、保険料の低減に活かしております。

次に13ページをご覧ください。こちらでは以上の上昇要因・減少要因を踏まえた第7期の保険料をお示ししております。第7期保険料は、第6期保険料月額4,228円から370円増額となる4,598円で設定しております。うち、市町村独自で実施しております配食、送迎、紙おむつサービス等の市町村特別給付分が306円分含まれており、グロスの数字は4,292円となります。第7期における保険料月額の全国平均は6,771円と試算されており、和光市においては増額となるものの全国平均と比べると第7期を大きく下回っており、第5期の4,972円以下数字を維持できております。

最後に14ページをご覧ください。こちらは第6期・第7期の保険

料の比較となります。先ほどの 4,598 円はこちらの第 5 段階、標準の月額保険料となります。今回はこれまで同様低所得者の保険料軽減を勘案しつつ、和光市の平均所得が埼玉県においてトップ 3 に入るほど高く、近隣東京都 23 区とも変わらない水準であることなども考慮し、そちらの表にもございますように最大 3.00 の保険料率の変更をいたしました。練馬区や板橋区ではすでに 13 段階以上、料率 3.00 の制度を採用しており、今回はそれと同等の変更となります。一番所得の低い第 1 段階の方で年額 16,540 円、月額 1,379 円が第 7 期の保険料となり、前期と比べると月額 111 円、年額 1,330 円の増額となっております。増額とはなるものの標準保険料と比較すると増額幅を大きく抑えた設定となっております。次に一番所得の高い 13 段階の方で年額 134,440 円から 165,520 円と増額となっております。こちらも増額とはなっているものの他の市町村における一番所得の高い階層は保険料年額 20 万円を超えているところが多い中で和光市では 16 万円台と他市と比較すると大きく抑えられた設定となっております。以上、低所得者の保険料負担軽減と高額所得者の細分化・分類を勘案した基準月額の算出となっております。

以上で保険料の説明を終わります。

それでは、条例改正について説明します。

資料 No.2 をご覧ください。和光市介護保険条例等の一部を改正する条例（案）について説明いたします。改正の要旨を記載しております。

まず、1 点目の保険料率の改定については、さきほど溝口から説明させていただいたとおりとなります。2 点目は長期譲渡所得及び短期譲渡所得の控除の見直しとなります。こちらは、土地を譲渡した場合など一次的に収入が生じた場合、保険料段階の判定に影響がありました。しかし、平成 30 年 4 月からは、その一次的な収入は控除した額を用いるという改正がありましたので、その改正となります。

この改正については、特例措置として、平成 29 年 4 月から先取りいたしまして、附則というかたちで取り入れておりましたが、そちらをこの 4 月施行にあわせまして、本則に入れたということになります。そちらが第 7 条の第 1 項 6 号の部分です。

そしてもう 1 点、市町村の質問権の拡大というものがあります。

質問権というのは介護保険法の第 202 条で市町村は被保険者の資格や保険給付について、地域支援事業や保険料について文書などで資料を提示することができ、さらに、それに応じない場合や虚偽の

	答弁をした場合、法の 214 条で 10 万円以下の過料（追加料金）を課すことができます。今まで、その範囲が被保険者、第 1 号被保険者の配偶者やその世帯に属する方と限られていました。しかし、第 1 号被保険者の配偶者や世帯員だけではなく、第 2 号被保険者も含むという改正です。対象を第 2 号被保険者に広げたのは、2 号被保険者のサービス利用者が増加しているという点や、マイナンバー関連での変更となります。
菅野会長	長くなってしまうので、ここで保険料の部分について質問を受付けたいと思います。 （質問なし）
井口統括主査	6P について説明させていただきます。こちらは、和光市介護保険老人保健福祉施設条例等の一部を改正する条例（案）の概要についてで、4 つの条例の改正案になっております。改正の趣旨としては、厚生労働省社会保障審議会介護給付費分科会の審議を踏まえ、3 年に 1 度の改正を行っており、平成 30 年度においても関係省令が所用の改正を行っているため、和光市においても条例を改正するものとなっております。 具体的な改正の内容についてご説明いたします。 和光市介護老人保健福祉施設等の一部を改正する条例については、いわゆる福祉の里の改正となっております。こちらは用語の定義に第 8 条の 17 ということで、地域密着型通所介護が加わったことで、条文のずれを修正したものです。 続きまして、和光市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の変更についてです。 主な変更の内容としましては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護が今までオペレーターが、夜間は随時対応の人員と兼務できるとなっていましたが、終日、兼務できるように基準が緩和されました。また、オペレーター資格の要件が緩和されたことや、介護・医療連携推進会議いわゆる運営推進会議が、今まで、グループホームと同じ 4 回でしたが、宿泊を伴わないサービスつまり、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護にあわせて年 2 回に変更になりました。また、地域へのサービス提供の推進ということで、サービス付き高齢者住宅の中だけでサービスの提供を行っていた事業者も、正当な理由がある場合を除き、地域の利用者に対してもサービスを提供しなければならないことになりました。

夜間対応型訪問介護看護につきましては、定期巡回と同様にオペレーターの要件の見直しとなっています。

続きましては通所系サービスになります。こちらは介護予防のサービスの変更とも一緒になっております。共生型地域密着型通所介護が新しく創設されたことにより、基準が新しく設定されております。療養型通所介護についても、定員の引き上げが行われております。

ミニ特養における認知症対応型通所介護については、利用定員が1施設あたり3人以下から1ユニットあたり入居者とあわせて12人以下とすることになりました。

看護小規模多機能については、和光市では昨年1カ所オープンしましたが、埼玉県では全部で7箇所、サービスがなかなか増えないということで、診療所の病床でも指定を受けることができることとなりました。また、サテライト型というように、基準を少し軽くしてサービスを提供できるようになっております。

続きまして9ページの地域密着型介護老人福祉施設いわゆるミニ特養ですが、入所者の医療ニーズの対応ということで、入所者の急変に備えるためにあらかじめ対応方針を定めるよう義務付けられました。

②は地域密着型特定施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護いわゆるグループホームにも適応する身体拘束等の対応について、今まで明文化されていなかったのですが、今回新たに明文化されました。

続きまして11ページになります。

和光市指定介護予防居各介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準に関する条例案については、いわゆる地域包括支援センターで行っているケアプランの関係で、医療と介護の連携強化ということで、入院時における医療との連携促進、平時からの医療との連携の促進ということが明文化されて条例に組み込まれています。

次に、障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携ということで、和光市では以前から行われていましたが、密接な連携がとれるようにと明文化されたものとなっております。

続いて12ページとなります。新設の条例で、和光市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準案となります。

今まで、県において指定基準がありました居宅介護支援について、和光市では権限委譲で26年から指定の権限をもっていたのですが、

東内部長

県で条例を定めていたものが、和光市で条例を定めるものとなります。こちらでも今回の改正にあわせて①医療と介護の連携の強化、②末期の悪性腫瘍の利用者に対するケアマネジメント、③質の高いケアマネジメントの推進、ということで居宅介護支援事業所における人材育成の取組みを促進するため、主任ケアマネージャーを管理者の要件としております。④公平中立なケアマネジメントの確保ということで、説明の義務化、⑤訪問回数の多い利用者への対応ということで、国のほうで訪問回数の基準をもうけ、それを超える場合は市でチェックする仕組みが整えられております。介護予防のほうでもありました、⑥障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携についても明文化となっております。

以上で説明を終わります。

今まで、国の法律や政省令で決まっていたのですが、介護保険は条例で定めるようになりました。

6 ページに戻っていただいて、介護老人福祉施設の条例ですが、中段の地域密着型訪問サービスの定期巡回がなかなか普及しないため、全国で基準緩和して普及をはかろうというのが今回の改正の内容です。

7 ページの2の通所系サービスについては、今回共生型といって障害者総合支援法のサービスと介護保険法のサービスが併設していいですよ、併設の場合は基準を緩和しますよ。という改正になります。

8 ページの看護小規模多機能も普及がないということでサテライト型といって枝葉をのばせることができたり、加算をつけて診療所からの参入があった場合、連携加算を多くとれますよ。というようなものです。

9 ページというのは身体拘束というのが、明文化されていなかったのですね。今回明文化して不適切な身体拘束をなくするというものです。

10 ページが、療養型病床の関係ですが、同じところがあげられています。一部相談員の兼任が認められています。10 ページの(2)も同じですね。

11 ページは介護予防のケアマネジメントのことなどを障害関係のケアマネとも連携をとりましょうということで、一番は12 ページが居宅介護支援事業所が、都道府県が指定権者だったものが、今度は完全に市にきました。今後、管理者は主任ケアマネがいないと、い

けないということになりました。ただし経過期間を設けますということです。

そして、12 ページの⑤は、どんどんヘルパーを必要がないのに、入れてしまった場合、市町村がケアマネにケアプランの提出を要請できるということになり明文化されてきたということになります。こういったことが今回の制度改正となり、和光市の条例に書きますということでございます。

菅野会長

オペレーターのことや拘束の関係、医療と福祉サービスとの微妙な問題点が明文化されたことは画期的なことだと思います。ケアマネージャーのことも以前から言われていますが、ケアマネージャーの資質についても明文化されたことはとてもいいことだと思います。

身体拘束の問題も精神科だと、法にのっとって規定が決まっていますが、明文化して責任をもって安全にという第1歩ですね。

内容が深いものがあるので、内容をよく噛みくだいていただいて、後ほど、ご質問していただけたらと思います。

なにかご質問はありますでしょうか？

質問がないようでしたら、諮問事項2「和光市介護保険条例等の一部を改正する条例（案）」について原案とおりでよろしいでしょうか？

（異議なし）

それでは異議がないので、原案どおり承認します。

《諮問事項3の説明》

斎藤課長

それでは資料No.3とNo.3-3を用いて、平成30年度和光市介護保険特別会計当初予算(案)をご説明いたします。まずは資料No.3の1ページをお開きください。先ほど説明させていただきました、第7期長寿あんしんプランの素案の基本方針にそって予算を編成しております。平成30年度の新規事業としては、平成27年度から医療介護連携拠点として朝霞地区医師会において「地域包括ケア支援室」を設置運営していましたが、平成30年度からは市の地域支援事業とし

てこの拠点を運営していくことになります。この拠点は、朝霞、新座、和光、志木の4市で協働運営するもので、朝霞地区医師会に業務委託を予定しております。医療、介護の連携拠点の整備により、重症化の予防や、今まで、在宅で過ごすことが困難だった高齢者の支援がスムーズになっていきます。

2点目としては平成30年度には中央エリアに認知症対応型共同生活介護と、小規模多機能型居宅介護の併設型施設の設置を予定しております。また、南エリアに地域包括支援センター、南エリアの集合住宅に対応した介護予防拠点の整備を予定しております。

はじめに歳出の説明をします。平成30年度の当初予算の歳出は、事業計画で推計したサービスの供給量を、直近の給付実績や新しい地域密着サービス等の見込み供給量に基づき補正し計上しています。この中には、後ほど担当から場所等について説明があると思いますが、現在中央エリアに整備しております定期巡回随時対応型訪問介護看護のサービス見込み量も反映させたものとなっています。

また、地域支援事業については介護予防・日常生活支援総合事業を引き続き実施するとともに、地域ケア会議の充実、認知症施策の推進、生活支援コーディネーターを配置するための経費、および、先ほど説明した、医療介護連携拠点の運営経費も予算計上しています。

次に歳入ですが、歳入の構成は、保険給付費に充当される介護保険料、国・県支出金、支払基金交付金及び基金繰入金、そして一般会計からの繰入金となっています。

歳入の25.1%を占める介護保険料は、第7期基準月額4,598円とし、被保険者の増加率を反映したものとしております。歳出の見込みに連動する形で推計される国・県等の交付金及び補助金は構成割合が55.7%となっています。その他、保険給付費、各種事業費及び事務費に充当するため歳入予算の19.2%にあたる部分を一般会計や介護給付費準備基金から繰入金を計上し、予算全体を調整しています。

予算規模としては、平成30年度の予算額は35億1,713万7千円で、平成29年度当初予算と比較し2.1%の増加となっています。

3ページになります。

平成30年度の年間被保険者数は平均で14,550人を見込んでおり、平成29年度の計画値と比較しますと162人、1.1%の増加となっています。内訳ですが、65歳から74歳までの前期高齢者が7,824人で

前年度の7,925人より1.3%の減少、75歳以上の後期高齢者が6,726人で前年度の6,463人より4.1%の増加となり、後期高齢者の伸びが前期高齢者の伸びに比較して大きい状況となっています。また、被保険者数に対する前期高齢者と後期高齢者の割合は、前期高齢者が53.8%、後期高齢者が46.2%で割合の差がなくなっており、高齢化率は17.6%となり、平成29年度と比較し変化はありませんが、高齢者の数は増加しております。

続いて、4ページの歳入の内訳についてご説明します。

歳入の主なものとして、介護保険料を8億8,305万9千円を予定しています。国庫支出金6億5,297万3千円、支払基金交付金8億5,606万6千円、県支出金4億5,040万6千円、一般会計繰入金6億3,808万4千円、介護保険給付費準備基金繰入金3,649万8千円となっています。

続いて、5ページの歳出の内訳について説明します。総務費として2億1,038万6千円を計上しています。主なものとしては、地域包括支援センターの事業委託費1億3,246万6千円があります。

保険給付費ですが、総額は30億1,166万3千円で、内訳は、主なもので居宅サービス費19億9,520万円、施設サービス費8億430万1千円を計上しています。また、介護予防サービス等諸費として4,798万3千円、その他諸費として187万3千円、高額介護等サービス諸費として8,977万9千円、特定入所者介護サービス等費として7,252万7千円を計上しております。

市町村特別給付費については、紙おむつ等サービス費、地域送迎サービス費、食の自立・栄養改善サービス費として、合計6,685万5千円を計上し、地域支援事業費については、2億725万8千円を計上しています。この地域支援事業費に計上している、医療介護連携拠点の運営経費は297万円となっています。

利用者負担額軽減制度事業費については、125万円を、また、保険福祉事業費として1,811万9千円を計上しています。

平成30年度より新たに創設された保険者機能強化推進交付金、いわゆる財政的インセンティブ交付金ですが、交付方法など詳細が国より提示されていないため、予算については、補正対応を予定しています。

次に資料No.3-3 国庫負担金等積算根拠①国庫負担金等積算根拠をご覧ください。

先ほど歳入についてご説明させていただいた細かい内訳となってい

	ます。居宅と施設に分かれて、国・県からの交付金の法定負担割合が決まっていますので、それぞれの対象経費に負担割合を掛けて金額を算出しています。次のページの表で負担金の構成割合をお示しています。このような割合で、国・県、支払基金からの交付と一般会計からの繰入を受け、残りは一般財源となる保険料により給付をまかなっています。 続きまして、同じく資料No.3-3 国庫負担金等積算根拠②をご覧ください。地域支援事業について給付費と同様に国庫負担金、県負担金があり、それぞれの割合が決まっています。 資料No.3-1 については、歳入・歳出の内訳、 資料No.3-2 については、給付の見込額になっています。 後ほどご覧いただければと思います。 平成 30 年度和光市介護保険特別会計当初予算(案)の説明は以上です。
菅野会長	何か、質問はございますでしょうか (質問なし)
菅野会長	それでは、平成 30 年度和光市介護保険特別会計当初予算案について承認とさせていただきます。
菅野会長	その他事務局から連絡がありますか？
事務局	《報告》 資料 No5 「平成 29 年度整備中央エリアにおける定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の開設場所について」を説明
菅野会長	それでは、これで平成 29 年度第 3 回和光市介護保険運営協議会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。
	《 閉 会 》

議事録署名人

印

印